

貝塚市消防長告示第6号

貝塚市火災予防条例第16条の規定に基づく、避雷設備の指定を次のように定める。

令和7年2月17日

貝塚市消防長

- 1 消防長が指定する日本産業規格は、以下のとおりとする。
  - (1) J I S A 4 2 0 1 (建築物等の雷保護) - 2 0 0 3

附 則

この告示は、告示の日から施行する。